

国際捜査共助実施要領の制定について

昭和56年11月1日
例規(刑)第28号警察本部長

最近における犯罪の国際化に対応し、国際的な捜査協力の一層の推進を図るため、このたび別添のとおり「国際捜査共助実施要領」（以下「要領」という。）を定め、昭和56年11月1日から実施することとしたので運用上誤りのないようにされたい。

なお、「国際犯罪者通報票取扱要綱の制定について」（昭和46年例規（刑）第16号）は、廃止する。

別添

国際捜査共助実施要領

第1 制定の趣旨

近時、国際捜査共助の要請が増加の傾向にあり、これに適正かつ効率的に対応するため、国際捜査共助等に関する法律（昭和55年法律第69号）が制定され、警察庁から運用の指針が示されたが、これを中心として外国の捜査機関からのすべての捜査共助に関する処理基準を一本化し、この要領によることとした。

第2 国際捜査共助の意義及び性格

国際捜査共助とは、外国又は国際刑事警察機構等を通じて外国の捜査機関の要請により、当該外国の刑事事件の捜査に必要な身柄の引き渡し又は証拠の提供及び捜査情報、資料等を提供することをいう。

国際捜査共助は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）を準用して行われる場合があり、国内の刑事事件の捜査と同じように見られやすいが、これはあくまでも外国の刑事事件のための手続であって、その基本的性格は行政手続である。

第3 運用上の留意事項

- 1 条約、協定、確立された国際慣習等を遵守し、国際間の慣行を尊重すること。
- 2 国際的影響を考慮して、当該外国の捜査に支障を及ぼさないよう慎重に行うとともに、国際信義にのっとり誠実かつ迅速な処理に努めること。
- 3 証拠、資料等の収集及び保全に際しては、個人の自由及び権利を不当に侵害することのないように配慮し、要請国の捜査に役立つよう適正な手続の保持に努めること。
- 4 捜査上の秘密保持に努めるとともに、事件の公表等については慎重に取り扱うこと。
- 5 国内で捜査が行われている事案について、国際捜査共助の要請があった場合には、我が国の捜査に支障を及ぼさないよう慎重に行うこと。

第4 国際捜査共助の処理

1 処理所属

国際捜査共助に関する県本部主管課の事務処理の範囲は、千葉県警察の組織に関する規則（平成6年公安委員会規則第15号）に掲げる所掌事務に対応する事項とする。

2 本部長指揮事項

国際捜査共助に関する次の事項については、本部長の指揮を受けるものとする。

- (1) 逃亡犯罪人引渡法（昭和28年法律第68号）に基づく処理

ア 逃亡犯罪人の拘禁

イ 逃亡犯罪人の引致

(2) 国際捜査共助等に関する法律に基づく処理

ア 差押、捜索、検証許可状又は身体検査令状の請求及び執行

イ 鑑定嘱託又は鑑定処分許可状の請求及び執行

ウ 証人尋問の請求

エ 捜査に関する書類の保管者がその書類又は謄本を提供する場合

3 検察官との関係

国際捜査共助に関しては、検察官による司法警察職員に対する指示又は指揮に関する刑事訴訟法の規程は準用されないので、特に留意すること。

4 共助関係書類の作成

国際捜査共助等に関する法律に基づく共助又は協力に関して作成する書類は、すべて新たに制定された「国際捜査共助等に関する法律に関する書式例」に基づいてこの要領に定めてあるので刑事訴訟法上の基本書式例とは明確に区別して使用すること。

5 処理要領

(省略)

※ 別表省略